

制度情報—2023年10月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

中華人民共和国海洋環境保護法

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 中華人民共和国主席令第12号

(公布日) 2023年10月24日

(施行日) 2024年1月1日

1. 主なポイント

- (1) 当該法は域外適用の法的効力を有するものとなっている。すなわち、中華人民共和国管轄海域以外で中華人民共和国管轄海域の環境汚染、生態系破壊をもたらした場合にも、中国政府は管轄効力を持つことを意味する。(第2条)
- (2) 沿海の県級以上の地方人民政府がその管理海域の海洋環境品質に責任を負い、海洋環境保護目標責任制と考課評価制度を実行することを提案しており、これは沿海の地方人民政府がその管理海域内での海陸環境汚染などの行為に対する監督法執行を強化することを意味している。(第4条、第5条)
- (3) 生態環境の区分管理コントロール、重点海域の総合的統治管理、約定の改善、情報の共有、信用評価、封印、差押さえなどの制度が加えられた。(第15条、18条、19条、30条、33条)
- (4) 数多くの法的責任規定が追加され、処罰対象となる項目は26から65に増加した。旧法では、義務はあるものの責任規定がないものや、詳細な要件がないものが多くあったが、新法では、65の法的責任すべてに対応する罰則が設定されている。例えば、汚染危険性のある貨物を積載する船舶は、事前に海事管理機構に申告する必要があり、貨物の名称、危険性などを事実通りに開示しなければならない。汚染危険性が不明確である貨物を運ぶ必要がある場合、関連規則に従って事前評価を行っておく必要がある。(第83条、第84条)

2. 今後の留意点

当該法は域外法的効力があるため、中国管轄海域の範囲外で海洋活動を実施する場合であっても、中国管轄海域に汚染や破壊を与えないかどうか、注意を払う必要がある。これらを怠るなら、中国政府部門が対応措置を取る可能性がある。

各船舶の建造、船舶輸送、海水養殖などの業界、分野に関連する日系企業は、自社の環境リスク事項リストを常に把握、特定、補足し、リスク事項レベルや対応要件を調整することが大切である。同時に、特に当該業界の企業に対する新たな自己記録、報告、認証要件の制度や、老朽化した施設・設備の廃止や更新を予定通りに行う面で影響がある会社の管理制度については、現地の弁護士と意思疎通し、規則に沿って調整を進める必要がある。(全文計124条)

中華人民共和國保守國家秘密法（改正草案）

（發令元）全國人民代表大會常務委員會

（公布日）2023 年 10 月 20 日

1. 主なポイント

- (1) 守秘義務の対象者範囲がさらに拡大し、当該草案では守秘義務の対象者の範囲に中国国内の団体組織、社会組織、その他の組織を含めた。（第 5 条）
- (2) この草案では、インターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、AI、ブロックチェーン等の新しい技術チャネルの秘密保持の形態について新たな規定を設けており、秘密技術の知的財産権の保護に重点を置いている。また、秘密保持義務の対象者には、秘密情報システム及び技術に対する障害の検証及び除去を定期的実施することを求めている。（第 12 条、第 28 条、第 29 条等）
- (3) 当該草案上では、本法に違反した国家秘密漏えいの状況が新たに追加されており、主に、中国の秘密保持規定と基準に従った有効な秘密保持措置をとらずに情報システムを利用し国家の秘密を侵害するという行為に対し、新たに規定を加えた。（第 55 条）

2. 今後の留意点

近年中国政府は、国家秘密及び国家安全（政治安全、経済安全、ネットワーク安全など）の保護に対する法執行を絶えず強化している。

中国における日系商会、協会、及びその他の企業、組織は、本改正の内容に留意し、中国の国家秘密を侵害する恐れがある前述の行為に加え、インターネット、ビッグデータ等を利用する場合、中国の国家秘密の取得や漏えいを防ぎ、収集したデータや情報が国境を越えて伝送する際、関連法規を遵守することに十分留意すべきである。同時に、中国政府部門、国有企業、軍需産業、ハイテク企業などの人員とコミュニケーションを取る際には、国家秘密や政治的に敏感な内容が含まれないよう注意する必要がある。（全文計 62 条）

國務院による一連の罰金廃止と調整事項の印刷発布に関する決定

（發令元）國務院

（法令番号）国發〔2023〕20 号

（公布日）2023 年 10 月 27 日

1. 主なポイント

- (1) 偽造されたネットワークアクセス許可マークを貼付する行為に対する罰金が廃止され、関連企業や個人に対し、その是正、及び法に基づいて電子化されたネットワークアクセス許可マークの使用を命じるとした。（罰金事項目録第 1 号）
- (2) 『支払決済弁法』に関連し、商業銀行が発行者に対し、白地小切手、署名が銀行の保存署名と一致しない小切手、支払暗証番号が間違っている小切手を発行すること、及び支払人に対して期限を過ぎても手形を返さないなどの行為に対する罰金を廃止した。（罰金事項目録第 12 号）

(3) 『印刷業管理条例』に関連し、印刷経営活動に勝手に従事し、他人や企業からの印刷経営活動委託を受け入れる行為に関する罰金の計算方式と罰金額が調整された。

(罰金事項目録第 23 号)

(4) 『有毒物使用作業場労働保護条例』に関連し、職業中毒危害評価、有毒物表示違反などに関する罰金規定を廃止、調整し、「期限経過後に是正しなかった場合の罰金」に改めることで、企業に是正の機会を与えている。(罰金事項目録第 31 号、32 号)

2. 今後の留意点

ビジネス環境の更なる最適化のために、国務院は工業・情報化、住宅・都市・農村建設分野の罰金 16 項目を廃止し、工業・情報化、報道・出版分野の罰金 17 項目、合計 33 項目の罰金調整を決定した。廃止された罰金事項は 10 月 27 日の公布日からすでに発効しており、調整された罰金については、行政法規または部門規則の改正が採択された後に発効、実施される。

関連産業に従事する日本企業は、上記罰金の廃止・調整の内容に留意する必要がある。一部罰金の廃止については、その罰金が完全に消滅したことを意味するものではなく、政府当局が別の方法で期間中およびその後、企業に対し監督管理を行うことを意味するものもあるため、各日系企業は依然として生産経営の全過程におけるコンプライアンス管理を進める必要がある。

(罰金計 33 項目の廃止または調整)

海南自由貿易港における関連行政法規の暫定的実施調整認可に関する回答

(発令元) 国務院

(法令番号) 国函〔2023〕122 号

(公布日) 2023 年 10 月 27 日

(施行日) 2023 年 10 月 27 日

1. 主なポイント

国務院は、『中華人民共和国認証認可条例』、『中華人民共和国市場主体登記管理条例』の関連規定を、海南省が具体的に下表の通り暫定的に調整、実施することを認可した。

| No. | 関連行政法規規定 | 調整実施状況 |
|-----|---|--|
| 1 | 『中華人民共和国認証認可条例』第 9 条 認証機関の資格を取得するには、国務院認証認可監督管理部門の承認を得て承認範囲内で認証活動に従事しなければならない。許可されていない限り、いかなる事業者や個人も認証活動に従事してはならない。 | 海南自由貿易港で輸出製品の認証業務のみを展開する国外認証機関は、認証機関の資格を取得する必要はなく、国務院認証認可監督管理部門に登録した後、関連認証経営活動に従事することができる。 |

| | | |
|---|---|--|
| 2 | <p>『中華人民共和国市場主体登記管理条例』第3条市場主体は、本条例に従って登記されなければならない。登記を受けなければ、市場主体を名乗って事業活動を行うことはできない。ただし、法律および行政法規に規定され、登録を必要としないものは例外とする。市場主体登記には、設立登記、変更登記、抹消登記が含まれる。</p> | <p>海南自由貿易港で輸出製品の認証業務のみを展開する国外認証機関は、経営主体登記を行う必要はなく、営業許可証を取得する必要はなく、関連認証経営活動に従事することができる。</p> |
|---|---|--|

2. 今後の留意点

輸出製品の認証業務のみを展開する国外認証機関が海南省内で資格認証、主体登記手続き及び営業許可証を免除され、相応の認証経営活動を展開することができるため、海外認証機関が活動展開のために行う事前準備を大幅に減らすことができる。引き続き、海南自由貿易港における外資系企業の運営を容易にするための新たな政策が導入される可能性があるため、日本企業は海南自由貿易港の新たな政策に注意を集中しつつ、海南への投資による新規事業開拓の実現可能性やプランを検討することができる。

ノンバンク金融機構に対する行政許可事項実施弁法

(発令元) 国家金融監督管理総局

(法令番号) 国家金融監督管理総局令第3号

(公布日) 2023年10月9日

(施行日) 2023年11月10日

1. 主なポイント

- (1) 当該弁法では、適用主体範囲を列举・規定した。国家金融監督管理総局が設立を許可した①金融資産管理会社、②企業グループ財務会社、③金融リース会社、④自動車金融会社、⑤通貨マネジメント会社、⑥消費金融会社、⑦国外ノンバンク金融機構中国駐在代表処などである。
(第2条)
- (2) 多国籍企業グループが、直接、財務会社設立を開始することを許可し、中国国内に設立した外商投資会社を通じて財務会社設立を申請することも認められた。同弁法では、多国籍企業グループに対し、中国国内での資金管理及び財務会社設立のための多くの代替ルートを提供している。
(第19条)
- (3) 国外ノンバンク金融機構の金融資産運用会社への出資を認め、国外ノンバンク金融機構は金融資産運用会社の出資者になれないという制限を取り消し、具体的な条件を規定した。
(第69条から第79条まで)
- (4) 国外投資家の資産参入要件を緩和し、金融資産運用会社への出資者である国外ノンバンク金融機構の資産総額について、「原則として直近会計年度末に100億米ドル以上またはそれに相当

する自由兌換通貨以上でなければならない」という要件が取り消された。(第 76 条)

- (5) 行政許可手続きを簡略化し、金融資産管理会社の財務部門責任者、内審部門責任者の職務資格承認事項を取り消し、就任後 5 日以内に監督管理部門に報告する、と変更した。(第 181 条)

2. 今後の留意点

今回の弁法改正は、国外ノンバンク金融機構や多国籍企業グループが金融資産管理会社や財務会社を設立することを直接認めるものとなっており、国外投資家の資産アクセス条件を緩和するもので、これは中国政府が対外開放を促すために行った重要な措置の一つとなっている。

今後、中国の金融業自由化はより幅広い範囲と分野に及ぶ可能性があり、日本企業・組織は、自らの戦略的發展計画に従って中国への投資を行い、ノンバンク金融機構を設立し、中国での事業展開を拡大することができる。中国各地域の投資環境や政策要件がそれぞれ異なっている可能性があるため、再投資や設立に先立ち、関連事項の法的調査・分析は現地弁護士に委託して行うことが望ましい。(全文計 204 条)

『外国公文書の認証を不要とする条約』

(発令元) 外交部

(公布日) 2023 年 10 月 23 日

(施行日) 2023 年 11 月 7 日

1. 主なポイント

- (1) 領事認証を免除する文書の適用範囲を規定

公約内容の規定に基づき、以下の「公文書」はアポストイーユを適用し、領事認証手続きを免除する。

- ① 判決や裁定など、その国の裁判所や法廷に関係する機関や職員が発行した文書。
- ② 「犯罪経歴証明書」、「婚姻届証明書」、「出生証明書」、「健康診断書」、「運転免許証明書」、「学位証明書」、「戸籍証明書」、及び会社の営業許可証などの行政文書。
- ③ 公証文書、例えば公証役場が発行した文書。
- ④ 私的な立場で署名した書類の公的証明書、例えば、工商検査文書など

- (2) 日中両国のアポストイーユを行う機関について

本通知によると、日本が発行した文書を中国本土（香港、マカオを含む）で使用する場合、東京都千代田区にある外務省にアポストイーユを申請することができ、また、中国が発行した文書を日本で使用する場合は、中国の外交部、及び 31 の省級人民政府外事弁公室にアポストイーユの発行を申請することができるとしている。(第 3 条)

2. 今後の留意点

『外国公文書の認証を不要とする条約』は 2023 年 11 月 7 日に中国において発効する。アポストイーユの領事認証手続きが免除されたことにより、企業または個人にとって、クロスボーダー取引、留学、不動産の売買、相続などを行う際の手続きがかなり簡便になる。とはいえ、これは公文

書と企業、個人が発行した授權委託書、契約書などの文書に対する公証認証手続きを行う必要が全くないという意味ではなく、これまで同様、自国の公証役場、法務部門、外事部門などで公証または認証手続きを行うことは依然として必要である。各企業や駐在員は、日本への投資（住宅購入・不動産購入）や対中投資、また多国籍業務の取り扱いをする際、随時現地の弁護士とコミュニケーションをとることができる。（全文計5条）

薬品経営と使用品質監督管理弁法

（発令元）国家市場監督管理総局

（法令番号）国家市場監督管理総局令第84号

（公布日）2023年9月27日

（施行日）2024年1月1日

1. 主なポイント

- (1) 当該弁法では、薬品卸売・小売業の異なる営業形態に基づき、各タイプの薬品企業が適切なライセンスを取得するための具体的な条件を詳述している。
（第3条、第8条、第9条、第10条、第11条）
- (2) 異なるタイプの薬品企業が経営で扱える医薬品の範囲は異なっている。薬品経営の品質安全管理を強化するため、当該弁法は薬品卸売企業と薬品小売企業が経営範囲に含めてはならない薬品の種類を列挙した。例えば、薬品経営企業は以下の薬品を経営上扱ってはならないとしている。
①ワクチン、②医療機関用製剤、③漢方薬処方顆粒などは、国家により薬品経営企業が経営範囲に含むことを禁止している。（第20条、21条）
- (3) 当該弁法においては、さらに各種の薬品企業及び医療機関の薬品の販売、購入、小売、貯蔵と輸送、倉庫管理及びネット販売などにおける流通段階と分野に対し、規制と監督管理細則を規定した。（第31条から第42条まで）
- (4) この弁法では、薬品経営と使用段階の品質監督管理を全面的に強化し、原則として監督管理は属地管理を実行するとしており、原則上は各地の薬品監督管理部門と市場監督管理部門が監督管理することになるが、省・市・地域を超えて行われる薬品流通に対しては、地域を跨いだ監督管理の実務的操作方法について、当該弁法により規定している。（第34条、48条、61条）

2. 今後の留意点

上記のほか、医薬品製造販売業許可業者、医薬品卸売・小売業者、医薬品保管・輸送業者、医療機関などは、医薬品の品質を厳格に確保し、医薬品のトレーサビリティを確保するため、遡及・追跡情報を提供する必要がある。そのため、上記の企業はコンプライアンスを早急に行う必要がある主体であるといえる。各日系薬品関連企業が事業領域を拡大する必要がある場合、あるいは投資家が製薬企業の設立に投資する場合、率先して現地弁護士とコンプライアンス体制・制度の構築・調整について協議することができる。（全文計79条）

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

従業員A氏は2002年5月から2013年3月までの間、北京市B社に入社し、運転手としての職務を担当していたが、A氏の勤務期間中、B社はA氏のための住宅積立金を納めていなかった。そこでA氏は、2016年2月22日、北京市の住宅積立金センターに、B社がA氏の勤務期間中の住宅積立金を追納することを要求する「苦情書」を提出した。

北京市住宅積立金センターはA氏の戸籍所在地の主管部門で調べたところ、A氏が農業戸籍者であることが確認された。そのため、2016年4月12日、北京市住宅積立金センターはA氏への「回答意見書」を作成し、B社に対し住宅積立金の納付を強制することはできないことを通知した。

A氏はこれを不服とし、北京市政府に行政再議を申請した。2016年7月5日、北京市政府は北京市住宅積立金センターが作成した「回答意見書」の内容を維持し、「再議決定書」を作成した。A氏はこの北京市住宅積立金管理センターの行政返答及び北京市政府の再議決定についても不服とし、2016年7月18日、裁判所に行政訴訟を提起した。

2. 紛争の争点

雇用主は都市部出稼ぎ労働者のために住宅公共積立金を納めなければならないか？

3. 弁護士の分析

(1) 現行の法律法規では、企業が都市部出稼ぎ労働者のために住宅公共積立金を支払うことは強制されていない。

『住宅公共積立金管理条例』第1条では、「住宅公共積立金の管理を強化し、…都市住民の居住レベルを高めるために、本条例を制定する」と規定しており、この条例は都市住民の住宅権益を守ることを目的としている。

同時に、『建設部、財政部、中国人民銀行住宅公共積立金の管理に関するいくつかの具体的問題についての指導意見』（建金管[2005]5号）第1条の規定では、特定の条件がある地方においては、都市部の会社が都市部に来る出稼ぎ労働者を採用し、会社と従業員は住宅公共積立金を納付することができるとしている。

以上の規定からも、都市部出稼ぎ労働者のための住宅公共積立金納付について、現在の法律法規は企業に強制していないということがわかる。そのため、雇用主が都市部に出て来る出稼ぎ労働者を採用し、住宅公共積立金を納付することについていうならば、北京市による強制的な規定がない場合、都市部出稼ぎ労働者は住宅公共積立金の強制納付範囲に属していない、ということになる。

(2) 当該従業員A氏は農業戸籍者であるため、都市部における出稼ぎ労働者に属する。そのため本件では、B社がA氏のために住宅公共積立金を納付しないという行為と、北京市住宅公共積立金センターが行った行政処理は、共に合理的合法であると判断される。

4. 裁判結果

一審裁判所は従業員A氏の訴訟請求を却下し、二審裁判所は一審裁判所の判決を維持した。

5. 留意点

実務上、農村から都市部への出稼ぎ労働者が増加するにつれ、農村戸籍を持つ従業員が長期的に都市部に居住する可能性があり、企業に住宅積立金納付を要求する可能性が高くなる。こうした過程で、労働者と職場の間でうまく処理できていないことにより、労働争議が発生する可能性も高くなる。そこで、実務と直結する状況及び処理スキルを日系企業の皆様の参考に供する。

(1) 地域ごとに政策規定が異なるため、まずは、事前に現地の政策規定を調査することが必要となる。

省・市・地域によっては異なる政策規定を設けており、一部の地方政府では「都市部出稼ぎ労働者」を住宅積立金の強制納付範囲に組み入れる政策を打ち出しており、この場合、雇用主は「都市部出稼ぎ労働者」（農村戸籍）の従業員のために住宅積立金を納付する義務がある。例として、成都市では、2008年4月9日に「都市部出稼ぎ農村労働者の都市部住民転換促進に関する意見」（成委発〔2008〕12号）を發布しており、また青島市では、2019年6月1日以降、都市部出稼ぎ労働者の住宅積立金納付を強制とした。

また、広州地区の多くの裁判所においても、農村戸籍と都市戸籍を区別するべきではなく、雇用主との労働関係がある限り、雇用主は従業員のために住宅積立金を納付する必要があると判断している。そのため、こうした現地の政策規定や裁判所の見解、傾向の調査分析、及び対応策について、現地の弁護士と共同で検討することをお勧めする。

(2) 会社と農村戸籍の従業員との間において、農村戸籍の従業員は住宅積立金の強制納付範囲に属さないことを約定し、従業員自ら進んで住宅積立金の納付を放棄し、会社に責任を追及しないとする合意書を、書面によって締結することができる。このような民事合意はある程度の法的効力があり、企業の責任を適切に軽減することができる。ただし、従業員が企業に住宅積立金の納付を改めて要求する可能性は排除できないことにも留意が必要である。